

京都市立病院整備運営事業

「添付資料3-5 要求水準書5 調達業務」に関する質問

No	ページ	該当箇所					タイトル	質問	回答
		本文							
		1	(1)	ア	(ア)	a			
1						医薬品の調達業務	3月に作成された「京都市病院事業改革プラン」の京都市立京北病院の経費削減・抑制対策に「平成20年11月から実施している京都市立病院との間での薬品の共同購入等により…」とありますが、平成22年度開始が想定されている本事業での事業者側の医薬品調達業務との関係はどのように考えたら宜しいのでしょうか。 また、共同購入は医薬品のみであり、本事業の事業者側調達業務範囲である診療材料、医療消耗品、消耗品、消耗備品は共同購入の対象になっていないとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、京都市立病院において採用し、在庫している医薬品を京都市立京北病院へ払い出すものであり、調達を担当する事業者には特別な業務をしていただくことは想定しておりません。 後段については、現時点では御理解のとおりです。	
2	1	1	2	ア	イ	調達品目の定期的な価格調査	想定質問回答No1に調達品目の定期的な価格調査を最低年2回は実施するようありますが、業務負荷と調査効果とのバランスから、最低年2回の定期的な価格調査の調達品目は医薬品、診療材料、医療消耗品のみとして、市場価格の変動が少ないと想定される消耗品、消耗備品については最低年1回の価格調査として頂けませんでしょうか。	消耗品、消耗備品については、年1回の価格調査で結構です。 想定質問回答を修正します。	
3	1	1	2	ア	イ	調達品目の定期的な価格調査	定期的に行うことが求められている調達品目の価格調査とどのような内容・範囲の調査を行うのか具体的にご教示下さい。また、調査結果として含まれるべき内容についてご教示下さい。	前段については、全品目を対象に、数箇月の間で、価格がどれだけ変動しているかが調査対象になると考えられます。 後段については、前回価格、見直し価格、変動幅の3項目は最低でも含まれるものと想定しています。	
4	1	1	2	イ	ア	本業務の内容	SPC調達以外の医療機器設置における、補強工事(床・天井等)・2次側設備工事・移設工事等は、今回業務対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
5	1	1	3	ア	エ	医療の質の向上への貢献	調達リストに無い材料が夜間・休日時等に緊急に必要となった場合については、事務承認が事後になるケースもあるとの解釈でよろしいでしょうか。	緊急の場合はそのようなケースも想定されます。	
6	1	1	3	ア	エ	調達リストに記載されていない物品	診療上及び業務上、調達リストに記載されていない医薬品、診療材料などの物品が臨時・緊急に購入の必要が発生した場合は、事業者の業務範囲外として病院が直接調達されるとの理解で宜しいでしょうか。	調達リストに記載のない医薬品、診療材料等が緊急に必要な場合には、事業契約書(案)第95条第4項により事業者に調達をお願いします。	
7	1	1	3	ア	オ	新しい医療技術に関わる情報提供	想定質問回答No2で、事業者側に情報提供が求められる医療技術の最新情報例がございますが、常に例示頂いているような幅広い情報を収集するためには多大なコストと労力がかかることが想定されます。 ①収集する情報は、業界や業界誌及びインターネット情報等のレベルで良く、例示された情報に関する学会や研究会等へ参加してまでの情報収集は求められていないとの理解で宜しいでしょうか。 ②病院側の求めに応じて都度情報を収集し、提供するとの理解で宜しいでしょうか。 ③情報提供の方法は事業者側の提案に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。 ④収集した情報を提供する対象者は、情報の収集依頼者との理解で宜しいでしょうか。	①基本的には、御理解のとおりですが、これらの情報に加えて他病院の状況等についても情報収集いただくことを求めます。 ②病院側の求めによることなく、事業者側で適宜収集願います。 ③御理解のとおりです。 ④病院職員に適宜提供願います。	
8	2	1	3	エ	ア	病院経営健全化への貢献	調達リストは年2回以上の更新とありますが、調達リストに無い新規材料が追加になった場合については、その都度リストの更新が必要との解釈でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
9	2	1	3	エ	ア	調達リストの更新	年間2回以上の調達リストの更新が求められていますが、業務負荷と効果とのバランスから、年2回以上の更新は医薬品、診療材料、医療消耗品のみとして、市場価格の変動が少ないと想定される消耗品、消耗備品については年間1回以上の更新として頂けませんでしょうか。	消耗品、消耗備品については、年1回の更新で結構です。 要求水準書を修正します。	
10	2	1	3	エ	ア	調達リストの更新時期	年間2回以上の調達リストの更新が求められていますが、事業者がリストを更新すべき時期について具体的にご教示下さい。	具体的には事業者の提案によって決まるものと考えられますが、概ね半年に1回の更新が想定され、また、2回目の更新は、病院の年度の損益計算書を確定させる必要もありますので、遅くとも年度末までに行うものと考えております。	
11	2	1	3	エ	ア	調達単価の病院による決定	「調達する単価については、最終的に病院により決定する」とありますが、一方で事業契約書別紙14-3-(2)に、「前各項に記載する各協議において合意が成立しない場合、甲は、サービス対価の変更の可否及び変更する場合には、合理的と判断する変更額を決定し、当該決定の理由を併記した書面により乙に対して通知する」とあります。 このことから、要求水準書に記載されている「最終的に病院により決定される単価」は、あくまで合理的な(根拠があり、論理的である)ものになるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。	

No	ページ	該当箇所					タイトル	質問	回答
		本文							
		1	(1)	ア	(ア)	a			
12	2	1	3	エ	イ	市場価格	調達リストの単価については、1年に1度、市場価格とのベンチマーク分析を行うことが求められていますが、ここでの「市場価格」とは定期的に行う価格調査の結果を指すのでしょうか。若しくは価格調査とは別に市場価格を調査し調達リストの単価と比較分析することが求められているのでしょうか。その場合は、「価格調査」の具体的な範囲や内容等についてご教示下さい。	「市場価格とのベンチマーク分析」を「ベンチマーク分析」に要求水準書を修正します。ベンチマークデータによる調達価格と、実際の調達価格を分析願います。	
13	2	1	3	エ	イ	市場価格	1年に1度、調達リストの単価と市場価格とのベンチマーク分析が求められていますが、調達リストに記載された全ての調達品目を満たす市場価格を事業者が収集することは、現実には非常に困難なことではないでしょうか。その上、調達リストの単価と比較すると市立病院と類似した機能・規模、品目構成などの病院である必要があり、市場価格の地域性などを考慮した場合は調達リストの全品目に対応した市場価格の把握は無理だと考えられます。従って、医薬品、診療材料、医療消耗備品に関しても、購入金額が大きな品目のみに絞ったベンチマーク分析にして頂けませんでしょうか。	病院経営健全化の観点から、医薬品、診療材料、医療消耗備品に関しても原則全品目ベンチマーク分析をお願いします。ベンチマーク分析が難しい合理的な理由がある場合は、その理由を説明願います。	
14	2	1	3	エ	イ	ベンチマーク分析	ここでのベンチマーク分析とは調達リストの単価と市場価格との単純な比較分析との理解で宜しいでしょうか。	No.12を御参照ください。	
15	2	1	3	エ	イ	ベンチマークデータ	ベンチマークデータの取得方法を提案することが求められていますが、「ベンチマークデータ」とは1年に1度調達リストの単価とのベンチマーク分析を行う「市場価格」と同義との理解で宜しいでしょうか。	No.12を御参照ください。	
16	2	1	3	エ	ウ	具体的な調達手法の構築	事業者が調達する医薬品、診療材料等の調達先(医薬品・診療材料等卸業者)及び調達先件数については、全て事業者任せられるとの理解で宜しいでしょうか。例えば、効率的・効果的な医薬品の調達のために調達先を一人に絞った提案も要求水準を満たすとの理解で宜しいでしょうか。	基本的に御理解のとおりです。要求水準を満たす限り、調達先を一人に絞ることも可能です。	
17	3	1	3	キ	ア	提出書類	セルフモニタリング計画書について、各年度の開始する30日前の病院への提出が求められておりますが、要求水準書1の21ページには、事業契約締結後速やかに提出することのみが記載されております。医薬品、診療材料、医療消耗備品、消耗品、消耗備品の調達業務については、各年度ごとの計画が求められているという理解で宜しいでしょうか。	セルフモニタリング計画書については、事業開始年度のみ、事業契約締結後速やかに提出していただければ結構です。要求水準書を修正します。	
18	5	1	6			市が調達する医薬品	事業者の医薬品の調達範囲は「市が調達する医薬品以外の全ての医薬品」ですが、市が調達する医薬品及び通常は事業者が調達するが、発注ケース等により市が直接調達することがあり得るケース等について、具体的にご教示下さい。	輸血用血液、放射性医薬品は本市が直接調達しますが、それ以外はすべて事業者に調達していただきます。	
19	5	1	6			市が調達するもの	診療材料、医療消耗備品、消耗品、消耗備品の中には、調達リストに記載がない、購入単価が未定、購入単価が事業者と合意できていない等の理由により、市が直接調達する場合は発生しないのでしょうか。	発生しません。	
20	5	1	6			調達の範囲	ペースメーカーや整形外科のインプラント等の所謂高額材料は単価10万円を超えますが、「耐用年数が1年未満のもの」という内容にて「診療材料」に分類されるとの解釈でよいでしょうか。	ペースメーカー、整形外科のインプラントは、診療材料に分類してください。	
21	6	1	7	ア		当該事業年度の調達リストの確定	「病院と事業者は、事業者が実施したベンチマーク分析をもとに、協議の上、当該事業年度の調達リストを確定することになっておりますが、当該事業年度の調達リストを確定させる時期をご教示下さい。	事業契約書(案)第92条及び第93条を御参照ください。	
22	6	1	7	ア		当該事業年度の調達リストの確定	「病院と事業者は、事業者が実施したベンチマーク分析をもとに、協議の上、当該事業年度の調達リストを確定するが、協議が整わない場合、当該事業年度の調達リストは、病院が合理的に決定することになっておりますが、調達リスト案の提示期限、購入単価の提示期限、購入リストの作成期限、協議の期間など具体的にご教示下さい。	No.10及びNo.21を御参照ください。	
23	6	1	7	ア		当該事業年度の調達リストの確定	「病院と事業者は、事業者が実施したベンチマーク分析をもとに、協議の上、当該事業年度の調達リストを確定することになっておりますが、P2.エ(ア)では調達リストは年間2回以上の更新が求められています。「当該事業年度の調達リストの確定」をどのように理解すればよいのでしょうか。	病院と事業者が設定したベンチマークをもとに、事業者がベンチマーク分析を行い、調達リストを確定しますが、この調達リストは、年度中に少なくとも2回以上の更新を求めています。年度中に行う調達リストの更新時には、更なるベンチマーク分析を特段求めていませんが、事業者の提案を妨げるものではありません。	

No	ページ	該当箇所					タイトル	質問	回答
		本文							
		1	(1)	ア	(ア)	a			
24	6	1	7	ア		調達リストが合意しなかった場合の取扱い	「…協議の上、当該事業年度の調達リストを確定するが、協議が整わない場合、当該事業年度の調達リストは、病院が合理的に決定するものとし、事業者は、当該事業年度中、当該内容に従って業務を実施しなければならない。この場合、事業者に損害が生じる場合、かかる損害の負担について、病院の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用を病院が負担し、それ以外は、すべて事業者が負担する。」となっていますが、「合理的に決定する」その合理性にもよりますが、協議が整わず病院が決定した調達リスト(購入単価)で事業者が調達できなかった場合の購入単価差損害が基本的には事業者負担になるリスクは民間の本事業への入札意欲を大きく低下させています。 つきましては、調達リストが合意できなかった当該事業年度の調達業務は事業者の業務範囲から除外したうえで、サービス対価そのものからも除外し、病院側が直接調達する仕組みに変更することをご再考頂けませんでしょうか。	御意見として承ります。しかしながら、御提案の内容では、事業者が調達リストの一部について合意しないことにより業務範囲を自由にコントロールできることとなり、不合理と考えます。調達リストは合理的に決定されること、病院の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用は病院が負担することとしています。万一合理的に決定されない場合は、事業者は御指摘の約定による負担義務は負いません。すべての購入単価差を事業者負担としてはいないことを御理解ください。	
25	6	1	7	イ	ア	ベンチマークデータの更新時期	「調達リストをもとに実際に調達が行われた後において、事業者は調達リスト策定時に利用したベンチマークデータを更新させること。」が求められていますが、ベンチマークデータを更新させる期限についてご教示下さい。	病院の年度の損益計算書を確定させる必要もありますので、遅くとも年度末を想定しております。	
26	6	1	7	イ	ア	ベンチマークデータの更新	P2.エ(イ)では、「調達リストの単価については、1年に1度、市場価格とのベンチマーク分析を行うこと。」となっており、当該事業年度の調達リストを確定するためのベンチマーク分析のために1年に1度ベンチマークデータ(ここでは市場価格と同義との理解)を取得すると理解できますが、ベンチマークデータを更新するためには、上記に加えて再度ベンチマークデータを取得する必要があると思われます。 事業者は、1年に2回のベンチマークデータの取得が求められていると理解するのでしょうか。 また、P2.エ(ア)では、調達リストの更新は年間2回以上ともあり、ベンチマークデータの取得は実質年4回以上の実施が求められていると理解するのでしょうか。	前段については、ベンチマークデータの取得と同時に分析を行っていただければ結構です。ベンチマークデータの更新については、再度のデータの取得をお願いします(更新時には分析は不要です)。 後段については、調達リストの更新時には、ベンチマーク分析を行っていただく必要はありません。調達リストの更新では、調達品目の追加・削除、単価の変更(変更があれば)を求めるものです。	
27	6	1	7	イ	ア	実際の調達価格との差額の負担	「更新後のベンチマークデータで導き出される調達価格(調達リスト策定時と同様の仕組みから算出する)と、実際の調達価格との間に差額がある場合、病院は差額分の金額については、原則として支払わない。」とありますが、調達リストの購入予定単価より実際購入単価が高ければ事業者はその負担を求めるのであれば、実際購入単価が低い場合はその差額は事業者側に提供すべきではないでしょうか。 でなければ、事業計画上過大なリスクマネーだけを事業者は積み重ねなければならないと考えます。	更新後のベンチマークデータで導き出される単価よりも、病院の実際の購入単価が低い場合があれば、事業者にインセンティブを付与する仕組みを否定するものではありません。積極的な提案を期待します。	
28	6	1	7	イ	イ	他施設事例等	「病院は、他施設事例等をもとに合理的なデータであるかを判定する。」とありますが、①他施設事例とはどのような病院の事例なのか、②病院は調達リストの全品目をカバーする単価をその他施設から取得できるのか、ご教示下さい。	事業開始に合わせて事例を収集する予定ですので、現時点では、お知らせできません。	
29	8	2	3	オ	ア	c	医療事務に関する知識	医療事務に関する知識のうち、医療機器及び関連備品の調達業務担当者に必要な知識とは、調達する医療機器を使用することで得られる診療報酬などでしょうか。	御理解のとおりです。
30	8	2	3	カ		調達の範囲	調達の範囲としては「医療用物品でその取得価格(税別)が1件10万円以上かつ耐用年数1年以上のもの」とありますが、資料-7;備品等調達リストには取得価格(税別)が1件10万円以上とならないものが多数含まれていると考えますが、資料-7に掲載されている物品は、本要求水準に拘束されない調達対象物と考えて宜しいでしょうか。	資料-7については、「要求水準書2 病院施設等の整備等業務」の中の備品等の初期整備で調達する備品等のリストです。本要求水準書とは関係ありません。	
31	9	2	3	ク	ア	b	合意できない理由	「病院は、見積価格に合意できない場合」とありますが、合意できないケースは、あくまで合理的な理由に基づく場合に限られる、という理解で宜しいですか。 尚、事業者としては本事業が成立する前提において、病院経営健全化への貢献を惜しむものではありませんこと、念の為申し添えます。	御理解のとおりです。
32	9	2	3	ク	ア	c	市場価格からの値引率	「市場価格からの値引率を下回らないよう務める」とありますが、様式50-3案(医療機器及び関連備品の調達価格リスト)を拝見すると、それが明記されるようなフォーマットに現在なっているとはいえませんが、努力義務の目安として何がしか指標を用いるのであれば、【定価からの値引率】の方が、未だ現実的と考えますが如何でしょうか。	市場価格より安価に調達することを期待しており、オープン価格の医療機器については定価からの値引率を算定できないことから、【定価からの値引率】とはしません。なお、第50-3号様式別紙は、御指摘の点を考慮したフォーマットにして公表します。
33	9	2	3	ク	イ	病院及び事業者間の協議	「協議が整わない場合は病院が別途(直接)調達」とありますが、当該協議は両者誠実且つ合理的に行われると理解して宜しいですか。	御理解のとおりです。	

No	ページ	該当箇所					タイトル	質問	回答
		本文							
		1	(1)	ア	(ア)	a			
34	9	2	3	ケ	ア	b	見積価格について	「病院は、見積価格に合意できない場合」とありますが、応募時と調達時で変更のない機器については合意して頂いている、という理解でよろしいでしょうか。	「変更のない機器」が、入札時と調達時で、機能、市場価格ともに変化がない機器を指す場合においては、御理解のとおりです。
35	11	2	6				留意事項	「～且つ提案価格内で調達する」とありますが、入札時のリストより購入時の機能が上がった場合、合理的な範囲で「提案価格を超える」ケースがあると理解して宜しいですか。	個々の医療機器において提案価格を超えるときは、要求水準書5 P10に記載の要領で事業者と協議を行うものとします。その場合でも、医療機器及び関連備品の調達総額は、入札額を超えないものとします。